

二本松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

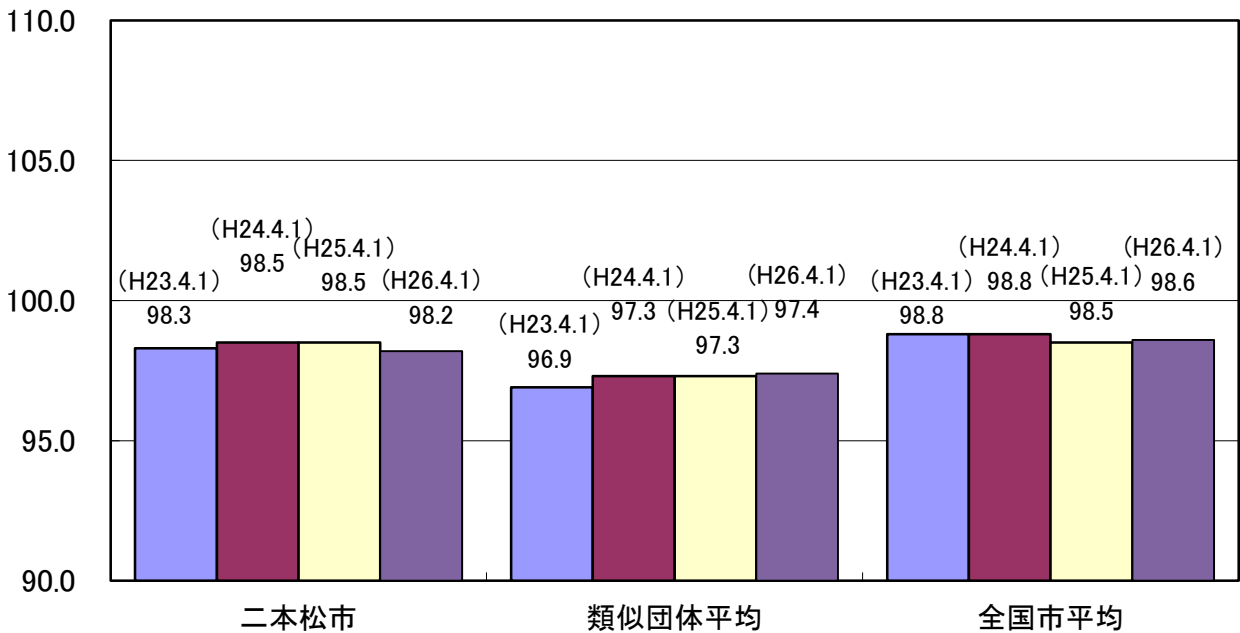
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	58,278	39,544,658	1,007,696	4,042,180	10.2	11.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	453	1,797,641	282,492	636,157	2,716,290	5,996	5,715

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善見込み。

(4)給与改定の状況 **※人事委員会が設置されていないため、県に準じて給与改定を実施**

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
25年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
25年度	月	月	月	月	月	月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)
行政職給料表については、県人事委員会勧告に準じて見直しを行い、高齢層を中心に引き下げ、若年層を引き上げた。なお激減緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置を実施。また技能労務職給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し **※支給(制度)なし**

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

③その他の見直し内容

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、県の見直しを踏まえ実施している。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
二本松市	42.9 歳	327,782 円	387,736 円	363,125 円
福島県	42.9 歳	336,500 円	420,082 円	366,625 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.9 歳	324,693 円	384,479 円	353,722 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
二本松市	52.4 歳	22 人	336,568 円	357,061 円	347,761 円	—	—	—	—
うち用務員	55.4 歳	9 人	335,233 円	349,311 円	352,442 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.75
うち運転手	50.5 歳	2 人	331,400 円	387,593 円	363,800 円	自家用乗用 自動車運転手	57.3 歳	185,100 円	2.09
うち調理員	48.9 歳	6 人	322,683 円	334,829 円	331,827 円	調理士	42.7 歳	244,200 円	1.37
福島県	53.4 歳	283 人	369,700 円	414,461 円	389,429 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	50.9 歳	31 人	301,568 円	327,067 円	313,801 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
二本松市	—	—	—
うち用務員	5,511,247 円	2,747,000 円	2.00
うち運転手	5,997,930 円	2,357,800 円	2.54
うち調理員	5,263,657 円	3,209,400 円	1.64

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当り、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された、期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
二本松市	46.9 歳	346,488 円	384,364 円
福島県	47.3 歳	409,300 円	450,813 円
類似団体	40.9 歳	298,494 円	327,002 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		二本松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100 円	181,800 円	172,200 円
	高校卒	142,500 円	146,900 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,900 円	144,500 円	— 円
	中学卒	124,700 円	136,100 円	— 円
小・中学校 (幼稚園)教育職	大学卒	175,100 円	203,100 円	— 円
	短大卒	155,400 円	157,500 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成26年4月1日現在)

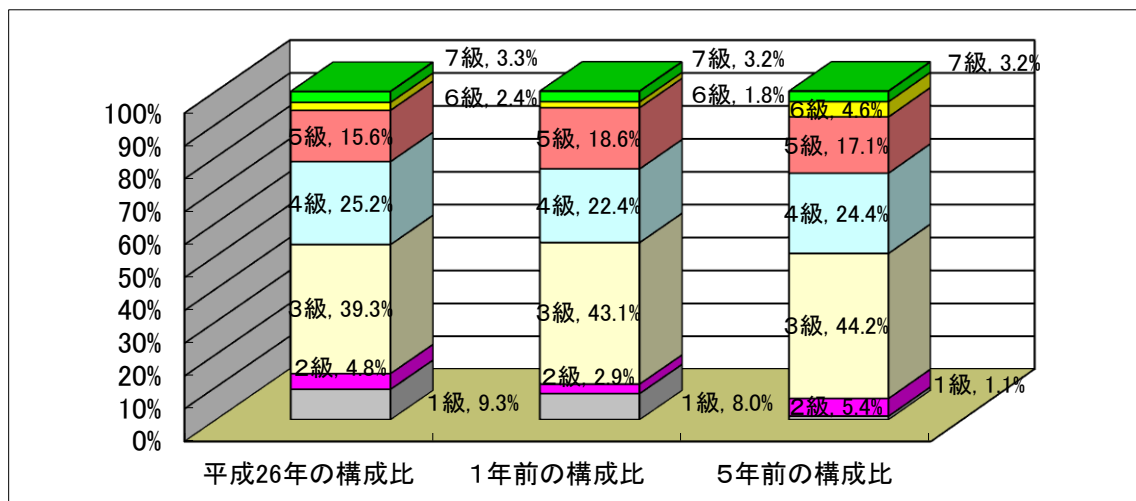
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	265,425 円	268,020 円	347,310 円
	高校卒	在職者なし	在職者なし	308,840 円
技能労務職	高校卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
	中学卒	在職者なし	在職者なし	在職者なし
小・中学校 (幼稚園)教育職	大学卒	在職者なし	290,350 円	在職者なし
	短大卒	在職者なし	在職者なし	316,100 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保育士、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士又は教諭の職務	31 人	9.3 %	137,900円	247,900円
2 級	主任主事、主任技師、主任保育士、主任保健師、主任看護師、主任栄養士、主任歯科衛生士又は主任教諭の職務	16 人	4.8 %	188,900円	313,700円
3 級	1 主査の職務 2 職務の内容及び責任の程度がこれと同等と認められる職務	131 人	39.3 %	226,700円	361,500円
4 級	1 主任主査又は係長の職務 2 出先機関(住民センター及び公民館を除く。)の長の職務 3 職務の内容及び責任の程度がこれらと同等と認められる職務	84 人	25.2 %	266,400円	398,500円
5 級	1 課長、室長、住民センター所長又は主幹の職務 2 議会の事務局の次長の職務 3 教育委員会の事務局の課長又は公民館長の職務 4 行政委員会(教育委員会を除く。以下同じ。)の事務局の長の職務 5 職務の内容及び責任の程度がこれらと同等と認められる職務	52 人	15.6 %	294,300円	413,500円
6 級	1 参事の職務 2 職務の内容及び責任の程度がこれと同等と認められる職務	8 人	2.4 %	326,200円	438,400円
7 級	1 部長、支所長、福祉事務所長又は首席参事の職務 2 議会の事務局の長の職務 3 教育委員会の事務局の教育部長の職務	11 人	3.3 %	372,300円	464,700円

(注) 1 二本松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

二本松市		福島県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,404 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,639 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

6月1日、12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給している。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

二本松市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	7,092 千円	24,453 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

なし

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		12,000 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		12,000,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		0.2 %		
手当の種類(手当数)		1 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
国民健康保険診療所 医師診療手当	国民健康保険診療所 に勤務する医師	診療業務	12,000千円	(月額) 1,000,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	116,718 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	318 千円
支給実績(24年度決算)	91,218 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	197 千円

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 【支給額】 1名につき6,500円～13,000円(月額)	同じ	—	54,653 千円	234,562 円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 【支給額】 上限27,000円	異なる	支給要件の下限額	18,980 千円	292,000 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の距離が2km以上で ①交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ②自動車等により通勤している職員 【支給額】 ①運賃相当額(58,000円を超えた場合は、超える額の1/2を加算) ②2,400円～50,400円(月額)	異なる	運賃相当額が58,000円超の場合、超える額の1/2を加算(県準拠)	30,990 千円	84,672 円
単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に支給 【支給額】 ①基本額23,000円 ②距離に応じた加算額6,000円～45,000円	同じ	—	756 千円	756,000 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員 【支給額】 給料月額の100分の25を超えない範囲(4級第4種48,900円～7級第1種77,900円)	異なる	国の基準を基本に、各職階ごとの金額を算出	50,617 千円	588,570 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上勤務した場合に支給 【支給額】 勤務1回につき定額(4級第4種4,000円～7級第1種8,000円)	異なる	国の基準を基本に、各職階ごとの金額を算出	130 千円	7,222 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、規則で定める公署及び区域に在勤する職員 【支給額】 基準日における公署、区域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	—	4,525 千円	75,417 円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	970,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 435,000 円	
	副 市 長	775,000 円 (円)	849,000 円 / 571,000 円	
報 酬	議 長	445,000 円	543,000 円 / 350,000 円	
	副 議 長	395,000 円	503,000 円 / 300,000 円	
	議 員	375,000 円	457,000 円 / 280,000 円	
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合)		
	副 市 長	2.90 月分		
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	2.90 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職月数×48/100	22,348,800 円	任期毎
	備 考	給料月額×在職月数×29/100	10,788,000 円	任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

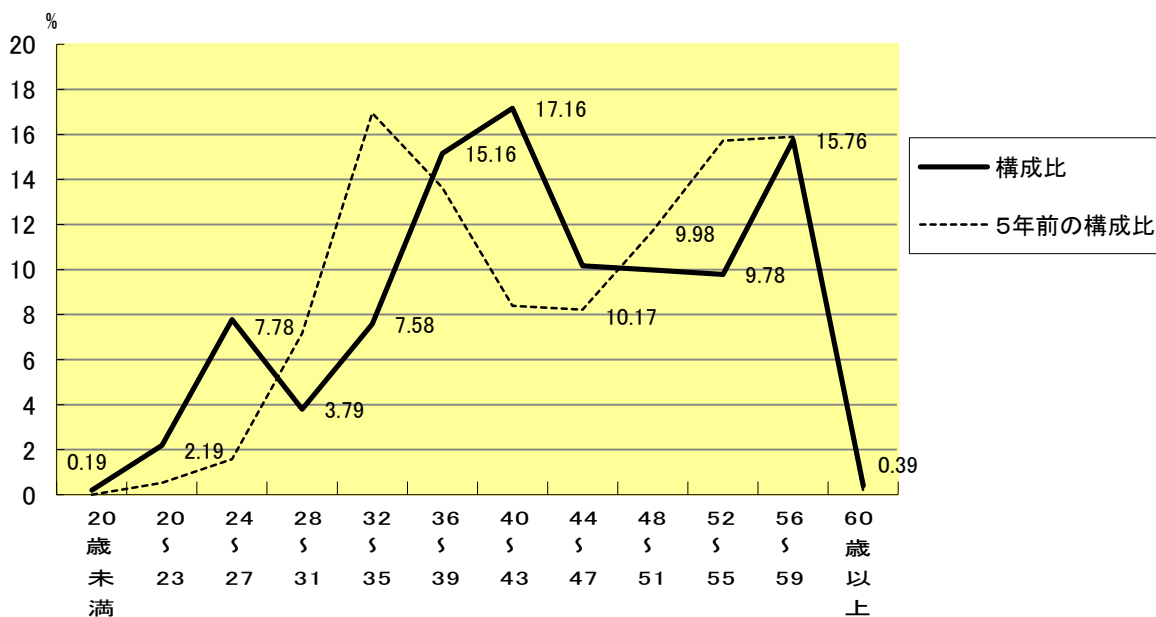
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	… 支所住民センター所長、会計出納・戸籍窓口事務効率化による減 … 企業誘致、観光部門事務整理による減 … 建築業務に伴う業務増
		総務	111	105	▲ 6	
		税務	28	28	0	
		農水	37	37	0	
		商工	18	15	▲ 3	
		土木	57	58	1	
		民生衛生	82	82	0	
計	369	361	▲ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.94 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 57.74 人)		
教育部門	85	82	▲ 3	… 幼稚園、保育所統廃合による減		
消防部門	0	0	0			
小計	454	443	▲ 11	<参考> 人口1万人当たり職員数 76.01 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 75.40 人)		
公営企業等部門	病院	4	4	0	… 下水道管理事務整理による減 … 介護保険業務充実に伴う増	
	水道	16	16	0		
	交通	0	0	0		
	下水道	10	8	▲ 2		
	その他	29	30	1		
小計	59	58	▲ 1			
合計		513	501	▲ 12	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.97 人	
		[656]	[656]	[-]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	11人	39人	19人	38人	76人	86人	51人	50人	49人	79人	2人	501人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	392	387	389	375	369	361	△ 31	△ 7.9
教育	113	101	100	88	85	82	△ 31	△ 27.4
消防	0	0	0	0	0	0	0	0.0
普通会計計	505	488	489	463	454	443	△ 62	△ 12.3
公営企業等会計計	67	66	66	60	59	58	△ 9	△ 13.4
総合計	572	554	555	523	513	501	△ 71	△ 12.4

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数(各年4月1日現在)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 819,522	千円 80,739	千円 92,431	% 11.2	% 11.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 15	千円 60,538	千円 10,174	千円 21,719	千円 92,431	千円 6,162	千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
二本松市	45.7 歳	350,016 円	513,505 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均とは、全国各市町村(政令指定都市を除く)の平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業 (二本松市)		一般行政職 (二本松市)	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,447 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,404 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 (1.40)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	期末手当 2.55 月分 (1.40)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

水道事業 (二本松市)			一般行政職 (二本松市)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.03 月分	勤続20年	21.62 月分	27.03 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	7,092 千円	24,453 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	4,752 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	365 千円
支給実績(24年度決算)	2,724 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	181 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 【支給額】 1名につき6,500円~13,000円(月額)	同じ	-	2,465 千円	205,417 円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 【支給額】 上限27,000円	同じ	-	998 千円	249,500 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の距離が2km以上で ①交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ②自動車等により通勤している職員 【支給額】 ①運賃相当額(58,000円を超えた場合は、超える額の1/2を加算) ②2,600円~50,400円(月額)	同じ	-	557 千円	50,636 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員 【支給額】 給料月額100分の25を超えない範囲(4級第4種48,900円~7級第1種77,900円)	同じ	-	1,402 千円	701,000 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、規則で定める公署及び区域に在勤する職員 【支給額】 基準日における公署、区域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	-	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	539,853	0	37,376	6.92	7.96

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	6	24,772	3,346	9,258	37,376	6,229	6,093

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
二本松市	52.3 歳	354,013 円	519,111 円
団体平均	44.0 歳	340,516 円	507,458 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
2 団体平均とは、全国各市町村(政令指定都市を除く)の平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事業 (二本松市)		一般行政職 (二本松市)	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,543 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,404 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当 2.55 月分 (1.40)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	期末手当 2.55 月分 (1.40)月分	勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

下水道事業 (二本松市)			一般行政職 (二本松市)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62 月分	27.03 月分	勤続20年	21.62 月分	27.03 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	7,092 千円	24,453 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	1,406 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	281 千円
支給実績(24年度決算)	664 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	94 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 【支給額】 1名につき6,500円~13,000円(月額)	同じ	-	717 千円	143,400 円
住居手当	借家等に居住し、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員 【支給額】 上限27,000円	同じ	-	0 千円	0 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の距離が2km以上で ①交通機関を利用し運賃等を負担している職員 ②自動車等により通勤している職員 【支給額】 ①運賃相当額(58,000円を超えた場合は、超える額の1/2を加算) ②2,600円~50,400円(月額)	同じ	-	565 千円	80,714 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち規則で指定する職にある職員 【支給額】 給料月額100分の25を超えない範囲 (4級第4種48,900円~7級第1種77,900円)	同じ	-	658 千円	658,000 円
寒冷地手当	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、規則で定める公署及び区域に在勤する職員 【支給額】 基準日における公署、区域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	同じ	-	0 千円	0 円